

災害応急対策編

第1部 総 則

第1章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

町をはじめ、県・本町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が、防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次の表のとおりとする。

1 県、町、消防局

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部総合事務所 地域振興局	県災害対策本部地方支部の運営、一般被害情報の収集及び必要な対策、町との連絡に関すること。
中部総合事務所 福祉保健局	災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導、災害時における医療・防疫等保健衛生対策に関すること。
中部総合事務所 生活環境局	災害時における環境衛生・廃棄物対策、食品衛生対策、動物管理対策、住宅政策に関すること。
中部県税事務所	災害時における県税の減免・納入期限の延長等特別措置に関すること。
中部総合事務所 農 林 局	災害時における農林業の総合的な行政、技術指導及び農林業者に対する金融対策に関すること。
中部総合事務所 県土整備局	水防及び公共土木施設の防災並びに被災施設の復旧に関する行政及び技術指導に関すること。
中部教育局	町立学校の情報収集及び報告に関すること。
倉吉警察署	災害時における治安・交通・通信等災害応急措置に関すること。
全般の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄 6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査 7 水防その他の応援措置 8 被災者の救助及び救護措置 9 災害時の文教対策 10 清掃、防疫、その他の保健衛生対策

県	全般の業務	11 施設及び設備の応急復旧 12 交通規制及び災害警備 13 緊急輸送の確保 14 災害復旧の実施 15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
町	三朝町	1 三朝町防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 5 防災に関する施設及び設備の整備 6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査 7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 8 被災者の救難、救助、その他の保護 9 避難の勧告又は指示 10 災害時の文教対策 11 清掃、防疫、その他の保健衛生対策 12 施設及び整備の応急復旧 13 緊急輸送の確保 14 災害復旧の実施 15 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、救援及び調整
消防局	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	災害時における消防、救急、救助、その他防災に関すること。

2 指定地方行政機関等

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	国土交通省 倉吉河川国道事務所	1 直轄河川、国道及び公共土木施設の災害予防 2 災害時における直轄河川、国道及び公共土木施設の応急措置 3 被災直轄河川、国道及び公共土木施設の復旧措置
	中国四国農政局 鳥取支局	1 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策

指定地方 行政機関	中国四国農政局 鳥取支局	<ul style="list-style-type: none"> 5 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資 7 災害時における主要食糧の供給対策
	中国管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> 1 管区内各警察の指導調整 2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 6 津波警報の伝達
	中国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理 2 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与申請
	中国財務局 (鳥取財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共事業等被災施設の査定の立会 4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸与
	近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 木材需要動向の把握と供給・緊急輸送の要請
	中国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の物資の供給対策 2 被災商鉱工業者に対する融資あっせん 3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
	中国四国産業 保安監督部	火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安確保
	中国運輸局 (鳥取運輸支局、 鳥取運輸支局境庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 船舶運航事業者に対する航海命令 5 港湾運送事業者に対する公益命令 6 自動車運送事業者に対する運送命令
	大阪航空局 (美保空港事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整

指定地方 行政機関	大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	倉吉公共職業安定所 (ハローワーク倉吉)	災害時における労働者のあっせんに関すること
陸上自衛隊(第8普通科連隊)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
指定公共 機関	国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の災害予防 2 原子力災害に係る災害情報及び伝達 3 原子力災害時における施設内の応急対策 4 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 5 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
	日本郵便株式会社 三朝郵便局 三朝温泉郵便局 穴鴨郵便局	災害時における郵便業務等の非常取扱い
	日本赤十字社 (鳥取県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 血液運送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連携 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
	日本放送協会 (NHK鳥取放送局)	気象予警報、災害情報等の報道、災害時における災害状況の収集及び報道

	西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本米子支社)	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
指定公共機関	西日本電信電話株式会社 (NTT西日本鳥取支店)	通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等並びに応急対策及び災害復旧
	KDDI株式会社 (中国総支社)	
	株式会社NTTドコモ中国 (鳥取支店)	
	NTTコミュニケーションズ株式会社	
	日本通運株式会社 (倉吉支店)	災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
中国電力株式会社 (倉吉営業所)	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧	
指定地方公共機関	日ノ丸自動車株式会社	災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通株式会社	
	社団法人鳥取県バス協会	
	社団法人鳥取県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	株式会社新日本海新聞社	災害時における災害状況の収集及び報道、町民への情報の周知
	株式会社山陰中央新報社	
	日本海テレビジョン放送株式会社	気象予警報、災害情報等の報道、災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送	
	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
	株式会社エフエム山陰	
	社団法人鳥取県医師会	災害時における医療救護の実施
	社団法人鳥取県看護協会	
	社団法人鳥取県エルピーガス協会	LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	災害時における食糧調達供給	
公共的機関	JA鳥取中央三朝支所	被災農家への融資あっせん、生活生業資材の確保

	三朝町商工会	被災商工業者への融資あっせん、生活生業資材の確保
	倉吉税務署	災害時における国税の減免、納入時期の延長等特別措置に関する事。
公共的 機 関	日本海ケーブルネットワーク株式会社	気象予警報、災害情報等の報道、災害時における災害状況の収集及び報道
	三 朝 町 社会福祉協議会	災害時における高齢者、身体障がい者等の救護活動の実施

第 2 節 災害対策基本法による要請等

1 本計画の実施における推進のための要請等（災害対策基本法 45 条）

三朝町防災会議の会長は、各防災会議の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、次の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

また、必要に応じ、各地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

【三朝町防災会議が要請等を行う主な対象機関】

市町村、公共団体、防災上必要な施設の管理者

2 町長の事前措置等（災害対策基本法 59 条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、必要に応じ、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダムの放流操作等、町の区域を越えて行う指示については、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

第2章 災害救助法の適用

第1節 適用手続

町長は、災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

第2節 救助の実施

1 実施機関

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うが、次に掲げる事項にすべて該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を町が行う。

- (1) 町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- (2) 避難所の設置、炊き出しその他による食品の供与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の供与等、県において困難な救助の実施に関する事務であること。

ただし、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県に報告するとともに、その後の処置に関して県の指揮を受ける。

2 救助の委任を受けた場合の救助の実施に関する項目

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与（調達は県）
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与（調達は県）
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の供与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索
- (11) 遺体の対応
- (12) 障害物の除去
- (13) 応急救助のための輸送

第 3 章 損害補償

第 1 節 目 的

この計画は、人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

第 2 節 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。公用負担によらない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

公用負担等 根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容 等	補償 根拠法令	補償 負担者
災害対策基本法 第 65 条第 1 項、 同条第 2 項、 同条第 3 項	町長ほか	当該市町村の住居 又は現場にある者 (自然人のみ)	応急措置に 従事	災害対策基本 法第 84 条 第 1 項	町
消防法第 29 条 第 5 項	消防吏員又 は消防団員	現場付近にある者	消防作業に 従事	消防法 第 36 条の 3	町
消防法第 25 条 第 2 項			消火、延焼 防止、人命 救助に協力		
水防第法 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の 長	水防管理団体の区 域内に居住する者 又は現場にある者	水防に従事	水防法 第 45 条	水防 管理 団体

第2部 組織体制計画

第1章 組織及び体制

第1節 目的

この計画は、町が県及びその他防災関係機関と連携して災害の発生に対し、速やかにその初動体制を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

第2節 三朝町災害警戒本部

1 三朝町災害警戒本部の設置

本町において、災害が発生するおそれがある場合には、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、副町長は、三朝町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ただし、副町長不在の場合には次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

第1位	総務課長
第2位	地域振興監
第3位	その場の最高責任者

2 警戒本部設置の基準

本部の設置基準は「第2章 配備及び動員（別表1）」による。

3 廃止の基準

警戒本部はおおむね次の基準により副町長が廃止する。

- (1) 発生が予想できる災害にかかる危険がなくなつたと認めるとき。
- (2) 当該災害により被害が確認され、災害対策本部へ移行した場合。

4 本部の設置及び廃止の公表

警戒本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県（中部総合事務所）、倉吉警察署及び消防局等に公表するとともに、町内及び町民に対し防災行政無線等の方法で周知するものとする。

5 警戒本部の組織

警戒本部に、警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員を置く。なお、警戒本部長は、災害対応の状況等から判断して、警戒本部の組織の変更を行う必要が認められる場合は、その都度関係する課長等の意見を聴いてこれを行うものとする。

(1) 警戒本部長

警戒本部長は、副町長がその任務にあたり、町警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 警戒副本部長

警戒副本部長は、総務課長がその任務にあたり、警戒本部長を補佐する。

(3) 本部員

警戒本部員は、警戒本部長が指名する者を充てる。

6 警戒本部の任務等

- (1) 気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達
- (2) 防災行政無線、ホームページ等による情報提供や注意喚起
- (3) 配備体制の移行を視野に入れた災害への警戒、監視

第3節 三朝町災害対策本部

1 三朝町災害対策本部の設置

本町において、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合には、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は三朝町災害対策本部条例に基づき、三朝町災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。また、本部未設置の場合においても、町長は必要があると認めるとき、本部設置に準じて災害対策を行うものとする。

ただし、町長不在の場合には次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

第1位	副町長
第2位	総務課長
第3位	地域振興監
第4位	その場の最高責任者

2 本部設置の基準

本部の設置基準は「第2章 配備及び動員(別表1)」による。

3 廃止の基準

本部はおおむね次の基準により町長が廃止する。

- (1) 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が終了したと認めるとき。
- (2) 発生が予想できる災害にかかる危険がなくなると認めるとき。

4 本部の設置及び廃止の公表

本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、町内及び町民に対し防災行政無線等の方法で周知するものとする。

公表先	方法	担当
鳥取県 (中部総合事務所)	電話・県防災行政無線・ファクシミリ・口頭・電子メール等	総務 対策部 (情報班)
倉吉警察署	電話・ファクシミリ・口頭	
防災会議構成機関	電話・ファクシミリ・口頭	
隣接の市町	電話・県防災行政無線・ファクシミリ・口頭	
町の関係機関、町民	電話・町防災行政無線・ファクシミリ・口頭・庁内放送	
報道機関	電話・ファクシミリ・口頭・文書	
鳥取中部ふるさと 広域連合消防局	電話・ファクシミリ・口頭	

5 本部の組織

対策本部に本部長を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。
なお、各対策部において、必要に応じて班を組織することができる。

(1) 対策本部長

対策本部長は、町長がその任務にあたり、町対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 対策副本部長

対策副本部長は、副町長がその任務にあたり、対策本部長を補佐する。

(3) 対策本部付

対策本部付は、教育長がその任務にあたる。

(4) 本部員

対策本部員は、各課長級、消防団長がその任務にあたり、対策本部長が指名する者をあてる。

6 本部の任務

本部は災害対策の推進にあたり、総合的・一元的体制を確立し、その円滑な運用を図り、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

7 本部室の設置

(1) 本部に本部室を置き、本部室は三朝町役場内に置く。ただし、特別の事情がある場合、本部長の判断により別の場所に本部室を置くことができる。

なお、三朝町役場1階が使用不可能な場合は、役場2階や町総合文化ホールの2階等適切な場所に設置するものとする。

(2) 本部室には本部の所在を明確にするため「三朝町災害対策本部」の標識を掲げる。

(3) 本部室には事務局を置き、事務局長には危機管理担当課長をもってあてる。

8 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(2) 本部会議の開催

ア 本部長は本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて、本部会議を招集するものとする。

イ 本部員は本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長に申し出るものとする。

(3) 本部会議の協議事項

ア 本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること。

ウ 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項。

(4) 協議決定事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもと迅速な実施を図るものとする。

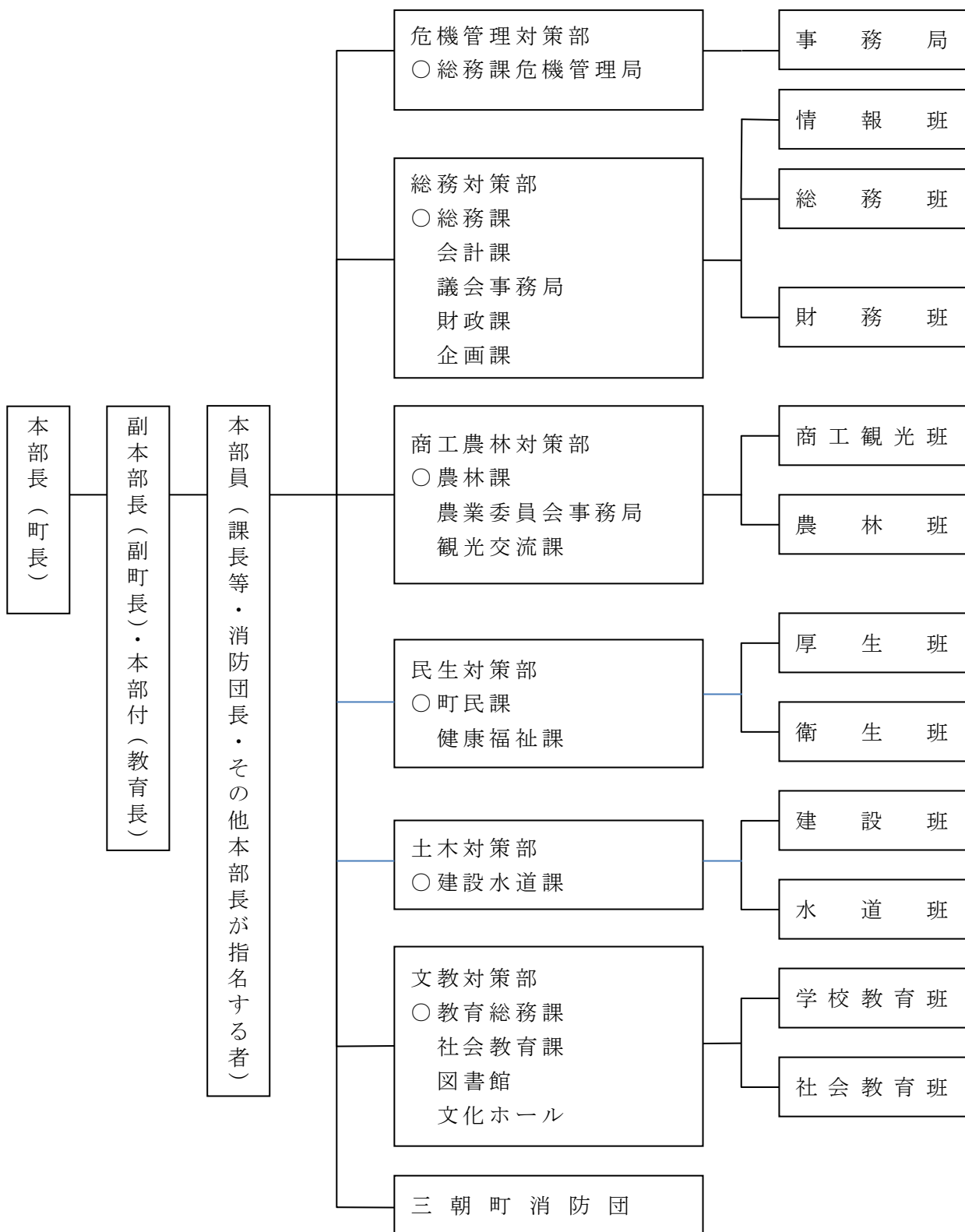
9 職員の自主登庁

町職員は、常に気象情報等に注意し、災害が発生すると思われるとき（第二配備体制以上の配備体制が必要と判断されるとき）は、本部からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機するよう心がけるものとする。特に、役場庁舎付近在住の者は積極的に早期の登庁に心掛ける。

また、鳥取県が運営する「あんしんトリピーメール」に登録する等、自ら積極的に気象情報等を入手する。

対策本部の組織

○は、対策部内の主管課



注1 毎年4月に開催する課長会で各対策部の正副部長を確認し、その事務分担等について周知、徹底し、あらゆる有事に備えるものとする。

注2 災害状況により、土木対策部へは経験職員を増援し、民生対策部へは社会教育課・図書館から増援するものとする。

注3 報道対応の責任者は総務課長とする。

対策本部の事務分担

部 名	班 名	所管担当 部署名	所 掌 事 務	
危機管理 対策部	事務局	総務課 危機管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総合企画に関する事 2 防災会議に関する事 3 本部事務に関する事 4 本部会議に関する事 5 各対策部との連絡調整・報告に関する事 6 県・その他防災関係機関との連絡調整、報告に関する事 7 本部員の動員・配備に関する事 8 自衛隊・警察・県・隣接市町村等に対する応援出動の要請に関する事 9 気象情報の収集及び伝達に関する事 10 防災行政無線の維持・管理に関する事。 11 災害に対するアマチュア無線の協力に関する事 12 人命の検索・救護に関する事 13 その他本部の総括的事項に関する事 	
			情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報、被害状況、災害応急対策活動状況等（公共交通機関情報含む。）の広報に関する事 2 災害情報の収集及び被害状況の取りまとめ、報告に関する事
			総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難誘導に関する事 2 庁内放送等に関する事 3 配車計画及び車両の確保に関する事 4 町民に対する指示・要請及び情報等の伝達に関する事 5 被災職員に対する給付等福利厚生に関する事 6 国・県等の災害地視察に関する事 7 報道対応、本部来訪者に関する事 8 災害対策記録、写真等の整備に関する事 9 義援物資の受付・管理、義援金品の収配に関する事
総務 対策部	財務班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の保全及び被害調査に関する事 2 災害時における物資の調達に関する事 3 災害対策に必要な財政措置に関する事 4 生活必需物資の確保に関する事 5 災害救助法による救助計画及び実施に関する事 	

部 名	班 名	所管担当 部署名	所 掌 事 務
商工農林 対 策 部	商工 観光班	観光交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査報告及び必要な対策に関すること。 2 観光施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること。 3 災害時における観光客の避難・救助等安全対策に関すること 4 災害対策のため、必要となる労働者の確保及び配分に関すること 5 被災商工業者に対する融資に関すること 6 災害に関連した失業者の対策に関すること 7 その他応急を要する商工対策に関すること
	農林班	農林課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用食糧の確保・配分に関すること 2 農作物・家畜及び関係施設の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 3 農作物、家畜等の防疫、及び死亡対策に関すること 4 災害地における種苗・生産資材等の調達・斡旋に関すること 5 農業被害に対する技術的指導に関すること 6 被災農家の災害融資に関すること 7 林産物の被害調査報告及び必要な対策に関すること 8 林業被害に対する技術的指導に関すること 9 貯木・流木の災害対策に関すること 10 復旧用木材の調達及び払い下げに関すること 11 被災地の林業種苗の斡旋に関すること 12 被災林業家の災害融資に関すること 13 その他の応急農林業対策に関すること
民生 対 策 部	厚生班	町民課 健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害状況報告及び取りまとめに関すること 2 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の援護に関すること 3 日赤救護班等応急救護に関する部外機関との連絡に関すること 4 被災者に対する生活保護に関すること 5 要配慮者等の保護・援護・収容に関すること 6 生活必需物資の配分に関すること 7 ボランティア等応援者の対応に関すること 8 被災者の生活再建支援基金の活用に関すること

部 名	班 名	所管担当 部署名	所 掌 事 務
民 生 対策部	厚生班	町民課 健康福祉課	9 その他被災地の民生安定に関すること 10 被災納税者の調査及び減免等の措置に関する こと 11 被災証明に関すること 12 り災証明に関すること
	衛生班	健康福祉課 町民課	1 保健衛生施設及び医療機関の被害調査報告並 びに必要な対策に関すること 2 災害時の医療・助産・救護所に関すること 3 医療品・衛生資材の確保及び配分に関すること 4 埋葬等に関すること。 5 環境衛生・食品衛生の指導及び劇毒物の安全対 策に関すること 6 ごみ処理に関すること 7 防疫・し尿処理に関すること 8 仮設トイレの運用に関すること 9 清掃・死亡獣畜対策に関すること 10 その他被災地の応急衛生対策に関すること 11 危険物の保安対策に関すること
土 木 対策部	建設班	建設水道課	1 公共土木・農林施設及び都市施設の被害調査報 告並びに必要な対策に関すること 2 道路の交通不能箇所の調査・連絡及び交通規制 に関すること 3 河川・農地・農業施設等の被害調査報告及び必 要な対策に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 応急仮設住宅・仮設トイレ等の建設に関するこ と 6 建築資材の調達及び斡旋に関すること 7 被災者住宅危険度判定に関すること 8 公営住宅等建築物の被害調査報告及び必要な 対策に関すること 9 その他の応急土木対策に関すること
	水道班	建設水道課	1 上下水道施設の被害調査報告及び必要な対策 に関すること。 2 飲料水の確保及び供給に関すること
文 教 対策部	学校教 育班	教育総務課	1 学校教育施設の被害調査報告及び必要な対策 に関すること 2 児童・生徒の避難に関すること 3 災害時の応急教育に関すること 4 災害時の学校給食に関すること 5 教科書・学用品等の調達及び配分に関すること 6 その他の応急教育対策に関すること

部 名	班 名	所管担当 部署名	所 掌 事 務
文 教 対策部	社会教 育班	社会教育課 図書館 文化ホール	1 社会教育施設の被害調査報告及び必要な対策 に関する事 2 災害活動に協力する社会教育団体等の連絡に 関すること 3 災害時の文化財の保護に関する事
三朝町 消防団	—	—	1 消防活動に関する事 2 水防活動に関する事 3 町内の巡回警戒に関する事 4 情報収集に関する事 5 その他、本部長が指示する災害応急対策に關 する事

第 4 節 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置

対策本部長は、災害が発生した場合、その災害の規模等の状況により、特に災害応急対策を推進するため、必要があると認めるときは、名称・所管区域・設置場所等を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

2 現地本部長

（1）現地本部長は、災害対策本部の本部員の中から対策本部長が指名する。

（2）現地本部長は、対策本部長の命を受けて、現地本部の事務を総括し、所轄の職員を指揮監督する。

3 現地本部の組織

現地本部の組織、その他必要事項は、その都度対策本部長又は現地本部長が定めるものとする。

4 現地本部の設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、前節 4 に記載してある本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

第 2 章 配備及び動員

第 1 節 目 的

この計画は、災害を防ぎよし、又はその拡大を防止するため、防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速的確に実施することを目的とする。

第 2 節 配備計画

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するため取るべき体制は別表「配備動員表」の基準によるものとする。

配備動員表

(別表1)

配備体制	本部の設置体制	配備基準			配備要員	主な対応
		風水害	地震	大規模災害等		
第一配備	—	1 次の警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想される時) (5) 暴風雪警報 (ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想される時) 2 各種気象注意報が発表され、かつ災害が発生し又は発生するおそれがある場合 3 次の水防警報のいずれかが発表された場合 (1) 出動 (2) 指示 4 その他危機管理担当課長が必要と認めたとき。	震度3の地震が発生した場合 (自動参集)	—	関係課(係等)においてあらかじめ定められた職員	勤務時間内においては、課長会議で判断、勤務時間外においては副町長の判断による。
第二配備	三朝町災害警戒本部	1 各種気象警報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 次の気象警報が発表され、災害が発生し又は発生するおそれがある場合 (1) 記録的短時間大雨情報 (2) 土砂災害警戒情報 3 次のいずれかに該当し、副町長が必要と認めたとき。 (1) 台風の暴風域が鳥取県を通過することが見込まれ、かつ各種警報が発表された又は指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき (2) その他災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	震度4の地震が発生した場合 (自動参集)	大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、副町長が必要と認めたとき	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	勤務時間内においては、課長会議で判断、勤務時間外においては副町長の判断による。
第三配備	三朝町災害対策本部	1 大災害が発生するおそれがあるとき、特別警報が発表されたとき又は甚大な被害が予想される時。 2 その他町長が必要と認めたとき	1 震度5弱以上の地震が発生した場合 (自動参集)	1 大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、町長が必要と認めた場合	全職員	町職員は、全職員をもって防災活動に従事する。

※原子力災害にかかる配備計画は「原子力災害対策編」の定めるところによる。

第3節 動員計画

災害応急対策を迅速的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次表の動員計画により動員を行うものとする。

1 職員の動員計画

対策部名	班名	動員数		
		第一配備	第二配備	第三配備
			警戒本部	対策本部
危機管理 対策部	事務局	2	3	全職員
総務対策部	情報班		1	
	総務班	2	3	
	財務班			
商工農林 対策部	商工観光班	1	2	
	農林班	1	2	
民生対策部	厚生班	1	2	
	衛生班			
土木対策部	建設班	1	3	
	水道班		1	
文教対策部	学校教育班		1	
	社会教育班		1	

(1) 動員数の増減

各課長は、必要と認める範囲内において、副町長と協議のうえ動員数を適宜増減することができる。

(2) 防災連絡責任者の任命及び責務

ア 各課において防災業務連絡の責任者を定めるものとする。

イ 防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報・指示等の発受に関する連絡とする。

ウ 防災連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を副町長まで報告するものとする。

2 消防団の動員計画

消防団員の動員については、消防団長の判断で行うことを原則とする。

ただし、災害応急対策等の状況に応じて、本部長が必要と認めるときには、消防団長に消防団員の動員を命令することがある。

なお、出動の基準、招集方法等は「災害予防編第4部第3章消防活動体制の整備」による。

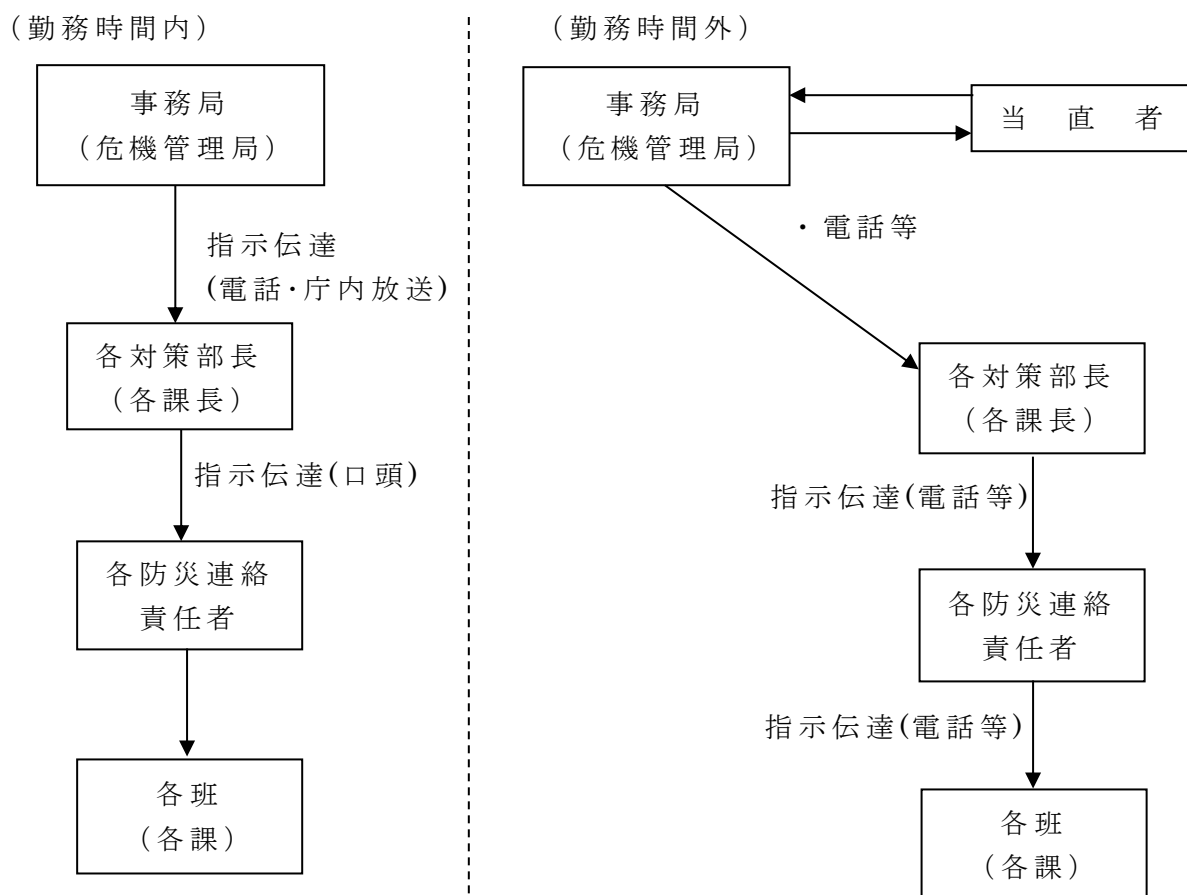
3 動員指示の伝達系統及び方法

職員への動員指示は、原則として次の系統のとおりである

ただし、災害発生時等の状況を判断し、最も迅速的確な方法により伝達するものとする。

なお、各防災連絡責任者は、平素から関係者に対する連絡方法を十分に考慮しておくものとする。

【動員指示の伝達系統】



※ なお、勤務時間外の動員指示については、電話連絡によるものを第一とし、その他については、口頭・電子メール等、迅速的確な方法により行う。

4 職員の待機

職員は常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

第3部 情報通信広報計画

第1章 気象情報の伝達

第1節 目的

この計画は、災害発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、気象情報等災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

第2節 気象警報等の伝達

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類等

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要	
種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要		
特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類と概要		
特別警報・警報・注意報の種類	概 要	
注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

- ・ 特別警報の基準値一覧は、資料編第 10 表のとおり
- ・ 警報・注意報の基準値一覧は、資料編第 11 表のとおり

(2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等
警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(3) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県中・西部等）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県など）で発表される。

(4) 鳥取県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、町長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼びかける情報で、鳥取県と鳥取地方気象台から共同で発表される。な

お、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

(6) 記録的短時間大雨情報

鳥取県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 天神川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。天神川については、倉吉河川国道事務所と鳥取地方気象台が共同で下表の標題により発表される。

指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。

洪水 注意 報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。
---------------	--------	---

天神川洪水予報の基準水位

予報 区域名	河川名	水位 観測所名	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
天神川	天神川	竹田橋	倉吉市	右岸 7.35km	2.90m	3.90m	4.70m	5.95m	6.713m
天神川	天神川	小田	倉吉市	左岸 5.14km	3.50m	4.50m	5.70m	6.90m	8.320m
天神川	三徳川	三朝 (片柴)	三朝町	—	2.00m	2.30m	2.70m	3.10m	

2 気象警報等の発表及び解除

気象警報等の発表及び解除は鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な被害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。

3 関係機関への伝達

町長は関係機関から気象警報等の伝達を受け、災害が発生するおそれのあるときは、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速的確な方法によって町内の関係機関・町民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

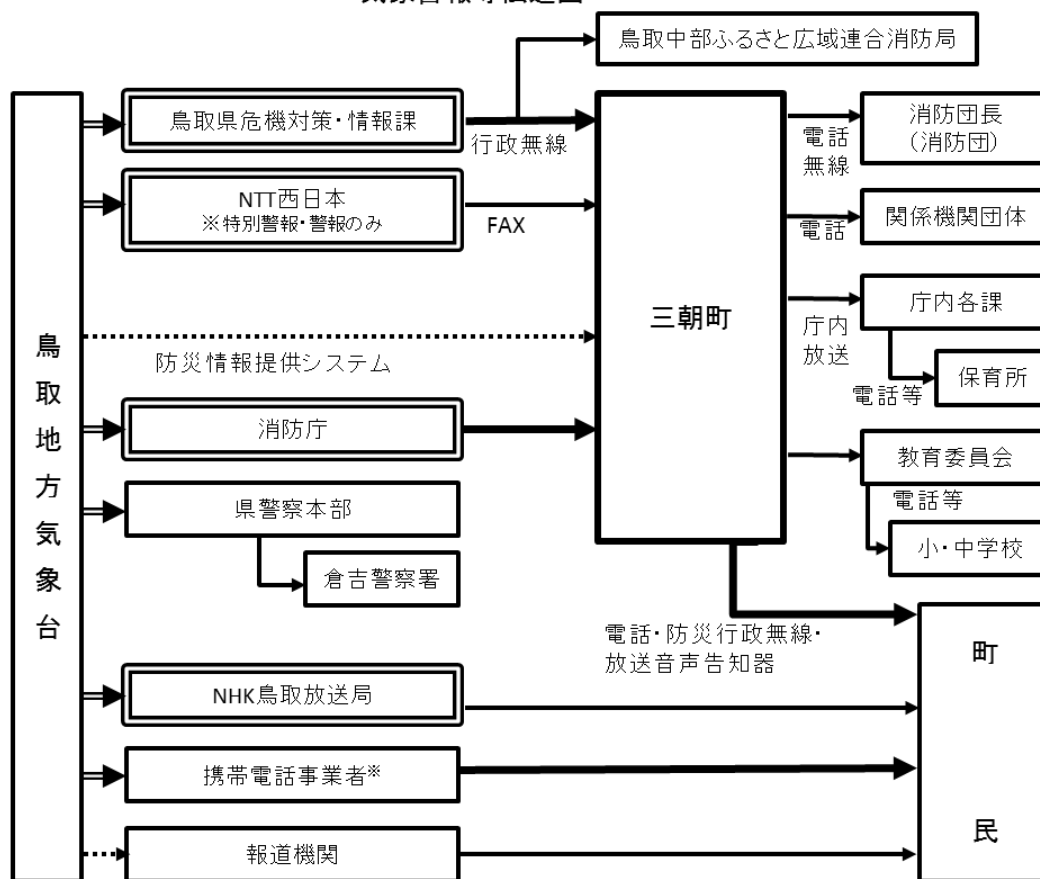
4 町における気象警報等の取扱い

- (1) 気象警報等は、勤務時間中は危機管理担当課で受信し、別表の伝達系統により関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員に伝達し、関係課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 勤務時間外における通報は当直職員が受信し、これを危機管理担当課長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。
- (3) 当直職員から連絡を受けた者はその状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 気象台とのホットラインを積極的に使い、迅速な判断を心がける。

5 気象警報等の伝達及び方法

鳥取地方気象台から発表された気象警報等の伝達は、次の伝達系統及び方法により行うものとする。

気象警報等伝達図



- 注1 「⇒ :二重線」は専用線等での接続。「---▶ :破線」はインターネット接続を表す。
 注2 気象業務法第15条及び第15条の2による警報及び特別警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、市町村等、防災上の重要な機関に対しては伝達先からの申請により、インターネットによる防災情報提供を行う。
 注3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先を表す。
 注4 太い矢印の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を表す。
 注5 注意報についての町民への伝達は、特に必要な場合を除き行わない。
 ※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

6 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別

種 別	内 容
竜 巻	農作物・建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強 い 降 雹	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
な だ れ	建造物・交通等に災害をあたえる程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり・山くずれ・火災等

(2) 発見者の通報手続

- ア 異常現象を発見した者は速やかに町長、警察官又は消防機関へ通報しなければならない。
 イ 通報を受けた警察官は速やかに町長に通報するものとする。
 ウ ア又はイにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとと

もに、関係地域の町民に周知する等必要な措置をとるものとする。

- (ア) 鳥取地方気象台
- (イ) 管轄する県の地方機関（中部総合事務所県土整備局・同農林局）
- (ウ) その他必要と認める関係機関
- (エ) 当該災害に関係ある隣接市町村

第3節 雨量・水位等の収集計画

雨量・水位等の情報については、国・県及びその出先機関・気象台あるいは隣接市町の協力を得て観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握するほか、災害が予想される地区においては、必要に応じて簡易な雨量計及び水位計等を設置し、積極的な情報収集に努めるものとする。

第4節 地震に関する情報の伝達

1 緊急地震速報の伝達

気象庁が、緊急地震速報を発表した場合、日本放送協会（NHK）に伝達するが、町は、町民への緊急地震速報等の伝達に当たり、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

なお、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を通じて町民に伝達されるが、震度によっては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線等で伝達されることもある。

【参考1】緊急地震速報とは

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

緊急地震速報で用いる区域の名称		
県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名
鳥取県	鳥取県中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

【参考2】緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	<p>頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で消火できる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・慌てて出口、階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらの側から離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルの側から離れる。 ・丈夫なビルの側であればビルの中に避難する。
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

【参考3】地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分：三朝町は鳥取県中部）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想さ	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名（三朝町は鳥取県中部）と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点があ

	<p>れる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報（警報）を 発表した場合 	<p>る場合は、その市町村名を発表。</p>
各地の震度に関する情報	<p>震度 1 以上</p>	<p>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名（三朝町大瀬）を発表。</p>
推計震度分布図	<p>震度 5 弱以上</p>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>
その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

【参考 4】地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（鳥取県の沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（鳥取県で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。 	<p>地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p>

<p>地震解説資料 (詳細版)</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(鳥取県の沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(鳥取県で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p>
<p>地震活動図</p>	<p>定期(毎月初旬)</p>	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の鳥取県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

第2章 災害情報の収集及び伝達

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 被害状況等の収集・報告計画

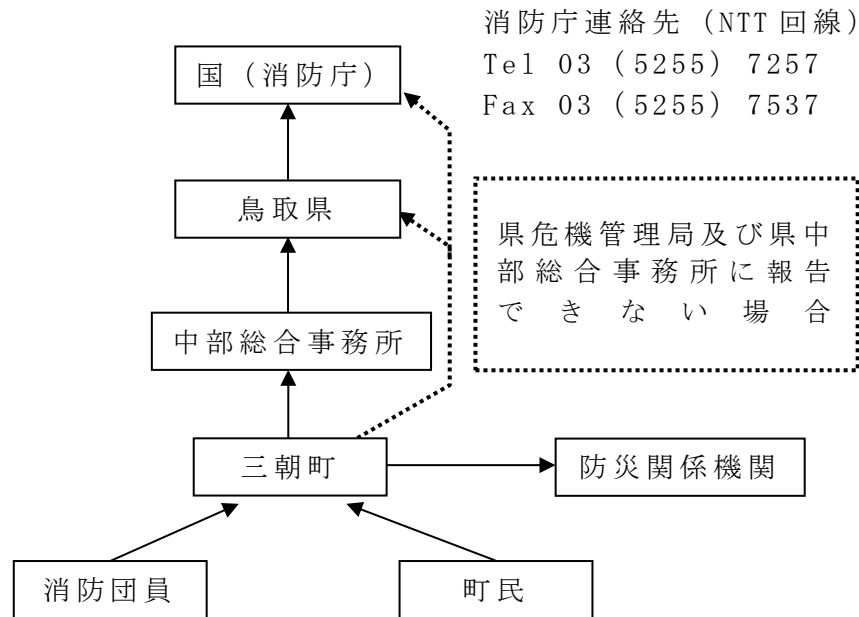
1 被害状況等の調査及び収集

被害状況及び災害応急対策の実施状況等の調査・収集にあつては、各対策部が直接収集することを原則とし、やむを得ない場合は危機管理対策部長を通じ、消防団長に依頼できるものとする。収集及び報告系統は次図のとおりで、その取りまとめは危機管理対策部が行う。

2 県及び関係機関への被害状況等の報告

1により取りまとめた被害状況等を鳥取県地域防災計画に定めるところにより県に報告するとともに、必要なときはその他の防災関係機関に通報するものとする。これらの報告等は、危機管理対策部が行い、報告先は県危機管理局及び県中部総合事務所に行く。

なお、県危機管理局及び県中部総合事務所に報告することができない場合、消防庁に行く。



【報告の種類及び時期】

種類	時期
即報	災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、県中部総合事務所へ電話・行政無線等により報告するものとする。
中間報告	被害状況及びこれに対する措置の概要をおおむね3時間ごとに報告するものとする。なお、報告回数及び時間については、県と協議のうえ変更することができる。

確定報告	当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、速やかに文書をもって報告するものとする。
------	---

3 町の被害状況等の収集・報告

各対策部長は「第2部 組織体制計画」の事務分担に従い、被害状況等を収集し危機管理対策部に報告するものとする。報告の種類及び報告様式は次のとおりとする。

【報告の種類及び時期】

種類	時期
即報	各対策部は災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況、その措置方法等を報告するものとする。 危機管理対策部は、これを速やかに取りまとめ、県及び関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。
中間報告	各対策部は被害状況及びその措置の概要をおおむね3時間ごとに取りまとめ、報告するものとする。 危機管理対策部はこれを取りまとめのうえ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。 なお、報告回数及び時間については、危機管理対策部と協議のうえ変更することができる。
確定報告	各対策部は当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、速やかに報告するものとする。 危機管理対策部はこれを取りまとめのうえ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、各対策部にその写しを配布するものとする。

4 町の災害時における個人情報の取扱

町における個人情報の取扱いについては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

第3章 広報・広聴

第1節 目的

この計画は、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合において、報道機関、町民等に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

総務対策部情報班は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に、広報資料を収集する。また、必要に応じて他の関係機関・各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、関係機関に対して広報活動を行うものとする。

第3節 広報事項

各機関に発表する事項は次のとおりとする。

- 1 災害対策本部の設置又は廃止
- 2 災害の状況
 - (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生日時
 - (3) 災害発生場所
 - (4) 全般的概況
 - (5) 災害の規模
- 3 災害応急対策の実施状況
- 4 町民に対する避難勧告・指示の実施状況
- 5 町民及び被災者に対する協力要請並びに注意事項
- 6 その他必要な事項

第4節 災害発生前の広報

町は、災害が発生するおそれのある場合、災害の規模・動向・今後の予想等を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、必要な関係機関及び町民に周知するものとする。

なお、町民に対する周知にあたっては、独居高齢者、視覚・聴覚障がい者及び外国人といった要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第5節 その他

- 1 報道機関に対するもの
 - (1) 報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部長に図ったうえ、報道機関に対する情報提供を迅速かつ的確に実施するため、報道機関への利用可能な連絡手段（ファクシミリ等）を確認するとともに、必要に応じて記者会見の準備を行うものとする。
 - (2) 記者会見による情報提供においては、本部長・副本部長あるいは危機管理対策部長又は本部長から特に指名された者が発表するものとする。発表の時期については適宜行うこととし、併せて次回の情報提供予定時期を明示するよう努めるものとする。

(3)(1) から(2) 以外の場合であって、各対策部が直接報道機関から取材を受ける場合は、原則として対策部長が適切に対応するものとする。

(4) 被害が一部の対策部に限られる場合等においては、危機管理対策部と協議の上、当該対策部において情報提供を行うことができるものとする。

2 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関・各種団体・重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

3 町民・被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

4 庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じて各対策部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡するものとする。

第4章 通信の確立

第1節 目的

この計画は、被災状況に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実にを行うことを目的とする。

第2節 災害時の通信

1 災害時の通信手段は、基本的に次によるものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	<ul style="list-style-type: none">・ 停電時には非常電源で機能・ 庁内電話で使用可能
防災行政無線（移動系）	<ul style="list-style-type: none">・ 中継局を介する通信において、停電時には非常電源で機能・ 消防団（幹部）、緊急車両等に配備
防災行政無線（衛星系）	<ul style="list-style-type: none">・ 停電時には非常電源で機能・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる・ 専用電話機
特定小電力無線機	<ul style="list-style-type: none">・ 遮蔽がなければ1～2km（15基配備）
NTT加入電話（一般）	<ul style="list-style-type: none">・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある・ 回線の切断時に不通
携帯電話（一般）	<ul style="list-style-type: none">・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある（電子メール、パケット通信は比較的有効）・ 中継局の設備破損で不通
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none">・ 一般的に輻輳しにくい・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる・ 1台配備
NTT加入電話（災害時優先）	<ul style="list-style-type: none">・ 一般回線輻輳時に通話制限かけられにくい・ 庁内電話で使用可能（3回線）
携帯電話（災害時優先）	<ul style="list-style-type: none">・ 一般回線輻輳時に通話制限かけられにくい・ 指定電話のみ使用可

2 町の通信体制の確立

(1) 災害対策本部の通信体制の確立

災害対策本部設置時には、通信途絶に備え、衛星携帯電話を立ち上げるとともに、関係機関に周知する。

(2) 消防団との通信体制の確立

消防団とは、移動系防災行政無線を用いて本部との通信連絡を行う。

3 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う備蓄基地を設け、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸し出し、通信の確保を行う体制を整備している。

町は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省（中国総合通信局）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおり

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約 1,500 台	中国総合通信局を 経由し貸出要請を行 い、全国にある備蓄基 地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車 1 台 (発電容量 100KVA)	他の総合通信局に 配備されている移動 電源車についても、貸 与可能である
KDDI 中国総 支社	携帯電話		100 台	電話による要請で 調達可能
	衛星携帯電話		10 台	
NTT ドコモ 中国支社	携帯電話		280 台 (うち鳥取 支店 30 台)	電話による要請で 調達可能 不足した際には本 社、他支社より調達
	衛星携帯電話		105 台 (うち鳥取 支店 10 台)	
ソフトバンク 中国技術部	携帯電話		40 台	電話による要請で 調達可能(広島市から の発送)
	衛星携帯電話		40 台	

※電気通信事業者の貸出条件等は、各事業者の判断による。

第4部 防災関係機関の連携推進計画

第1章 応援活動調整

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町の消防防災力をもってしてもこれに対処できない場合に、県内又は県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 受入体制の確立

町は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて庁舎内に連絡要員の受入スペースを確保する。受入場所としては本庁舎会議室と、総合文化ホールの多目的ホールとする。

施設名	会議室名	収容人員
三朝町役場	第1会議室	30人
	第2会議室	30人
	第3会議室	10人
	第4会議室	40人
三朝町総合文化ホール	多目的ホール	70人

第3節 関係機関調整会議の開催

町災害対策本部は、警察、消防、自衛隊等の複数の機関から応援を受けた場合は、部隊の活動区域、活動内容等を調整するため、「関係機関調整会議」を適宜開催する。

1 開催目的

関係機関による各種災害応急活動が円滑に実施されるため、活動調整することを目的とする。

2 参加者

(1) 危機管理対策部（主催）

(2) 次の各機関の連絡責任者

ア 倉吉警察署

イ 中部消防局

ウ 陸上自衛隊

エ 航空自衛隊

オ 消防団

カ 広域緊急援助隊（警察）

キ 緊急消防援助隊

(3) 各対策部

必要に応じて対策部から参加

第4節 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、消防局、消防団、警察、県、町の関係機関・団体及び地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努め、必要に応じて合同調整を行う場を設置する等、十分な連携を図るものとする。

第2章 資機材等の調達及び受援

第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 資機材の調達受援

1 建設業協会に対する応援要請

町は、三朝町建設業協会と締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、建設資機材又は労力の調達及び輸送を要請する。

2 県災害対策本部中部支部への応援要請

町は、三朝町建設業協会からの資機材で、足りない場合は県災害対策本部中部支部に応援要請を行う。

第3章 自治体の広域応援

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町内で消防防災力をもってしてもこれに対処できない場合に、県内又は県外の自治体の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 県内自治体の相互応援

1 県内自治体への応援要請

(1) 町は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び相互応援協定に基づき、県及び被災地外の県内市町村に応援を要請する。

(2) 応援の種類は次のとおり

ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材提供

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材提供

ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、資機材提供

エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員派遣

オ 被災者を一時受入れするための施設提供

カ その他特に要請のあった事項

(3) 応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。
(事後速やかに文書により要請。)

ア 被害の状況

イ 応援を要する物資等の品名、数量等

ウ 応援を要する職種別人員

エ 応援を要する職員を一時収容受入れするための施設の規模

オ 応援場所及び応援場所への経路

カ 応援の期間

キ その他必要な事項

2 連携備蓄の応援

発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合は、県に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

3 費用負担

応援に要した経費は、原則として町の負担とする。

第3節 県外自治体の相互応援

1 県外応援協定締結自治体への応援要請

町は、独自で締結している応援協定（資料編第1表参照）に基づき応援要請を行う（応援の種類は第2節と同様）。

2 費用負担

応援に要した経費は、原則として町の負担とする。

第4章 消防活動

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して町民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防活動

町は、災害発生時に、町民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防ぎよ、救急、救助活動等を実施する。

1 消防団の動員による次の活動の実施

- (1) 情報収集伝達活動
- (2) 火災防ぎよ活動
- (3) 救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 町民の避難誘導

2 大規模災害時の活動

大規模災害時には、常備消防の活動は見込めず、緊急消防援助隊の到着も最低1日以上かかることが予測される。災害の種類により、活動内容が多岐にわたるが、消防団長が災害対策本部に入り、活動方針を決定する。

緊急消防援助隊・自衛隊が到着後は、物理的状況、人的状況に詳しく、地域に密着した機関としての特性を活かして応援部隊と連携し、救助活動を実施する。

(1) 初動時

- ア 情報収集活動
- イ 町民の避難誘導
- ウ 災害の種類による活動（火災、水防等）
- エ 救助活動（二次災害の危険がある場合は、状況把握のみとし、緊急消防援助隊等の到着を待つ）

(2) 緊急消防援助隊・自衛隊の到着時

- ア 救助活動（応援部隊へ地理、要救助者の情報提供）
- イ 災害の種類による活動（火災、水防等）

(3) 災害発生から3日目以降

- ア 捜索活動（応援部隊へ地理、要救助者の情報提供）

3 集落、地域、自主防災組織との連携

消防団は、地元区長等と連携し、次により集落、地域、自主防災組織等の活動を援助する。

- (1) 災害情報を収集し、地域住民や災害対策本部への伝達を行う。
- (2) 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- (3) 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- (4) 避難所の状況を災害対策本部に通報する。

第5章 自衛隊の災害派遣要請

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、自衛隊の災害派遣を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害派遣要請

1 派遣要請の手続き

- (1) 町は、部隊等の派遣を必要とするときは、部隊等の災害派遣要請申請書に次の事項を記載し、県に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。
- (2) 災害派遣要請の窓口は危機管理対策部とする。
- (3) 町は、県に要請ができない場合は、自衛隊に直接通知することができる。また、その際の要請先（連絡窓口）は次のとおりである。

機関名	所在地	N T T回線	地域衛星電話
陸上自衛隊 第8普通科連隊 (第3科)	米子市両三柳 2603番地	0859-29-2161 内線 235 当直 302	17-5600-11 17-5600-12(当直)
航空自衛隊 第3輸送航空隊 (防衛部運用班)	境港市小篠津町 2258番地	0859-45-0211 内線 231 当直 225	
海上自衛隊舞鶴地方 総監部(防衛部第3幕僚室)	京都府舞鶴市宇 余部下 1190	・0773-62-2250 ・0773-64-3609 内線 2222 又は 2223	
自衛隊鳥取地方 協力本部	鳥取市富安2丁目 89番地4	0857-23-2251	

2 受入体制の整備

町は、部隊等の派遣を受入れた場合、次の候補地を活動拠点として提示し、派遣規模に応じた場所を、活動部隊と調整し提供するものとする。

下記候補地は、物資集積、ごみ集積、仮設住宅の候補地にもなっているので、全体で調整が必要となる。

施設名	所在地	面積
三朝陸上競技場	三朝町本泉	23,400 m ²
町営三朝球場	〃	11,636 m ²
美の田テニス場	〃	2,819 m ²
ふるさと健康むら	三朝町横手	3,770 m ²

3 負担区分

災害派遣に際し要した経費は、原則として県が負担することになっている。ただし、その区分の定めがたいものについては、県、町及び自衛隊が協議して、そ

の都度決定し協定するものとする。

4 部隊等の撤収

町は、派遣の必要がなくなつたと認めるときは、撤収要請申請書により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。

5 部隊等に関する報告

町は、部隊活動状況を逐次知事に報告するとともに、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書により知事に報告するものとする。

第5部 避難対策計画

第1章 避難の実施

第1節 目的

この計画は、災害時において避難勧告等を的確に発出することにより、危険区域内の町民を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 避難勧告等の発出

1 実施責任者

- (1) 災害による避難勧告等は、災害応急対策の第1次的責任者である町長を中心として相互に連携を取り、町民・滞在者の避難措置を実施するものとする。
- (2) 学校における児童・生徒及び保育所における園児の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、学校においては、教育長の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、町長・教育長の指示を待つことなく実施できる。

2 避難勧告等の類型

災害予防編第5部第1章第2節の1のとおり

3 避難勧告等の発出

- (1) 町長は、下表を参考にして、気象状況、地域内の地域条件、各種災害の想定に基づく危険区域の状況等を総合的に判断した上で、適宜発出するものとする。
- (2) 基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに発令するものとする。
- (3) 避難の指示をしてもなお徹底しない場合は、警察官の措置（警察官職務執行法第4条）により、避難させるものとする。

【避難勧告等の発出基準】

ア 台風

情報の種類	発出時の状況等
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	鳥取県に接近するおそれがあり、土砂災害の危険性が高いと判断される場合（町内全域が対象で、夜間を避けて、避難時間が十分取れる時間帯）
避難勧告 【警戒レベル4】	・土砂災害警戒情報の発表（土砂災害の危険区域のみ） ・指定河川洪水予報（氾濫警戒情報）の発表（浸水想定地区のみ）
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	・洪水予報（氾濫危険情報） ・災害の兆候を察知

災害発生情報 【警戒レベル 5】	災害の発生
---------------------	-------

イ 水害

(ア) 天神川（水防警報河川・洪水予報河川）【竹田橋観測所】

情報の種類	発出条件等	発出時の状況等
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル 3】	指定河川 洪水予報	氾濫注意水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき（基準水位 3.9m）
避難勧告 【警戒レベル 4】	指定河川 洪水予報	避難判断水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき（基準水位 4.7m）
	巡視	堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき
避難指示（緊急） 【警戒レベル 4】	水位	氾濫危険水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき（基準水位 5.95m）
	巡視	堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき
災害発生情報 【警戒レベル 5】	災害の発生	堤防が決壊したとき

※1 竹田橋の基準については、上流の牧の水位を勘案して設定されているため、三朝町内の観測所ではないが、竹田橋の基準にて判断する。

※2 竹田橋が基準観測所ではあるが、上流の赤松（氾濫注意水位まで）、穴鴨（水位計測のみ）の水位に注視すること

(イ)（水防警報河川・洪水予報河川）【三朝観測所（片柴）】

情報の種類	発出条件等	発出時の状況等
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル 3】	指定河川 洪水予報	氾濫注意水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき（基準水位 2.3m）
避難勧告 【警戒レベル 4】	指定河川 洪水予報	避難判断水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき（基準水位 2.7m）
	巡視	堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき
避難指示（緊急） 【警戒レベル 4】	水位	氾濫危険水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき（基準水位 3.1m）
	巡視	堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき
災害発生情報 【警戒レベル 5】	災害の発生	堤防が決壊したとき

ウ 土砂災害

情報の種類	発出条件等	発出時の状況等
<p>避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】</p>	<p>① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過（赤色）した場合</p> <p>② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>・ 次の①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報の発令を検討する。</p> <p>※②については、福山、下畑、田代、大谷、三軒屋が該当）</p> <p>・ ④は発令とする。</p>
<p>避難勧告 【警戒レベル4】</p>	<p>① 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の予測値が土砂災害警戒情報の基準値を超過し（土砂災害危険度情報：レベル1及び2）、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>・ ①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告発令を検討することとし、④の状況がある場合は速やかに発令する。</p> <p>※ 発令対象地域は、基本的に「土砂災害特別警戒区域」とし、状況により「土砂災害警戒区域」も検討を行う。</p> <p>※ 土砂災害警戒情報が出されている場合でも、危険度情報等の状況を勘案して、安易に町内全域の発令としない。</p> <p>※ 夜間及び気象条件が悪い場合は、屋外退避ではなく屋内退避での発令を検討する。（身の安全を確保し、消防団等の避難誘導が完了後に避難）</p>

避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	① 土砂災害警戒情報（市町村単位）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報で実況値が土砂災害警戒情報の基準値を超過し（土砂災害危険度情報：レベル3）、さらに降雨が継続する見込みである場合	・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
	② 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	
	③ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合	
	④ 避難勧告等による立ち退き避難が十分ではなく、再度、立ち退き避難を町民に促す必要がある場合	
災害発生情報 【警戒レベル5】	土砂災害が発生したとき	・町が災害発生を把握した場合に、可能な範囲で発令する情報

エ その他の避難勧告等の基準

- (ア) 地すべりあるいはなだれにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
- (イ) 大規模な火災で、拡大するおそれがあるとき。
- (ウ) 大規模な爆発が発生した場合、又は発生するおそれがあるとき。
- (エ) 有毒ガスの流失等突発的事故が発生したとき。

4 避難勧告等発出時の県への報告

町は、避難勧告等を発出した場合、災害対策基本法第60条第4項の規定に基づき、速やかに県に報告するものとする。

5 避難勧告等の伝達

(1) 町の避難勧告等の伝達

ア 避難勧告・指示に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が町民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、町長による呼びかけや命令口調での伝達を行う等工夫するものとする。

イ 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線、テレビ（ケーブルテレビ含む。）、エリアメール等の活用等複数の伝達手段を用いるとともに、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達、障がいのある者等多様な者を含めた地域全体への確実な情報伝達を行い、その対象者ごとにとるべき避難行動も分かりやすく伝達することで、積極的な避難行動につなげるものとする。

ウ 保育所、小・中学校、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。また、多くの人間が集まる旅館等への伝達についても留意するものとする。

(2) 放送機関への避難勧告等発出情報の伝達

町は、避難勧告等を発出したら、5放送機関（NHK 鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰）等との申し合わせに基づき、町は当該情報を5放送機関及び県に直接ファクシミリ等で送信するものとする。

6 避難勧告等の発出・伝達に当たっての留意事項

(1) 町は、避難勧告等の発出の参考とするため、国、県、その他関係機関の情報を能動的に入手するものとし、発出の判断に当たっては、必要に応じ、技術的な助言を求めるものとする。

(2) 夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。ただし、急を要する場合は夜間等であっても避難情報を発出するものとするが、周囲の状況等から判断して、屋内での安全確保措置についても次善の策として検討する。

7 適切な避難行動実施の周知

町は、避難行動時には次の点に留意するよう、町民に対して平時からあらかじめ十分に周知を図るとともに、災害が発生するおそれのあるときや、避難情報を発出したときには、町民への周知徹底に努めるものとする。

(1) 道路冠水、台風、夜間等、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。

(2) 切迫した状況下であると町民自身が判断したときは、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋での自宅退避、最寄りのより安全な場所への避難等）を選択すること。

第3節 避難誘導

1 避難のための立退きは避難者が各個に行くことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、町において車両、ロープ等の資機材を準備し、消防団と連携しながら安全に行うものとする。

2 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県災害対策本部中部支部に避難者移送の要請を行う。

第4節 避難行動要支援者対策

町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、「避難支援プラン」個別支援計画等に基づく避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援を実施する。

なお、本対策にあたっては、区長及び民生委員と情報連携を行いながら、避難方法を検討、実施するものとする。

第5節 児童・生徒等の集団避難

1 避難実施の基準

教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
また、保育所についても同様に避難計画を作成するよう指導するものとする。

2 実施要領

- (1) 教育長は、安全性や状況を勘案して、町長等の指示によらずして、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施するものとする。
- (2) 教育長は、避難の指示等に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
- (3) 夜間休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行い、県教育委員会へ報告を行う。

3 保育所の避難措置

- (1) 保育所については早期の避難準備が必要となることから、通常の避難勧告等の発出よりも早い段階での避難情報の発出に努めるものとする。
- (2) 町は、災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、指示するものとする。

第2章 指定緊急避難場所・指定避難所の開設

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、住家被害の発生及び危険回避のため、町民の避難が必要になった場合において、避難所を適切に開設及び運営することを目的とする。

第2節 指定緊急避難場所等の開設及び運営

町は、発災時に必要に応じ指定緊急避難場所等を開設し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、事態の切迫した状況下では、指定緊急避難場所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意すること。

1 指定緊急避難場所の開設

- (1) 発生した災害の種類に応じて、適切な指定緊急避難場所を順次決定する。
ただし、災害の種別によっては、時間的に余裕がなく施設管理者や避難者の判断によらざるを得ない場合があることに留意する。
 - ア 指定された指定緊急避難場所を優先
 - イ 風水害については、浸水想定区域及び土砂災害の危険性等を勘案し、必要に応じて指定した指定緊急避難場所以外の緊急避難場所を選定
- (2) 町は、避難勧告等を発出したとき及び災害発生又は災害発生のおそれにより自主避難者があるときは、必要に応じて指定緊急避難場所を開設し、避難者を収容受入れ保護するものとする。
- (3) 町は、夜間等に施錠されている施設を指定緊急避難場所として使用するときには、施設管理者と別に定める避難所運営マニュアルに定められた手順により、速やかに指定緊急避難場所の開設を行う。
- (4) 町は、指定緊急避難場所を開設したときは、県に次の事項を報告するものとする。
 - ア 指定緊急避難場所開設の日時及び場所
 - イ 指定緊急避難場所開設数及び収容受入人員
 - ウ 開設期間の見込み

2 指定避難所の開設

- (1) 町は、町民が災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする必要がある場合には指定避難所を開設するものとする。
- (2) 適当な指定避難所が確保できない場合は、自衛隊等に応援を求める等、仮収容受入れ施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設する。
- (3) 災害救助法適用の場合、次の項目に留意して避難所を確保する。
 - ア 災害救助法による避難所は、原則として、公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公共的施設については原則無償借上げ）
 - イ 民営の旅館又はホテル等を借上げて避難所を設置することも可能
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・維持について適否を

検討する。

3 避難所の運営

町は、次の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (1) 避難所の開設に当たっては、2泊以上の宿泊を伴う等長期にわたる避難が予測される場合は、避難者1人当たり建物面積として6㎡（うち有効面積3㎡程度）の確保を目安とする。短期避難の場合であっても、最低でも避難者1人当たり1.65㎡のスペースの確保を目安とする。
- (2) 町は、施設管理者、各区長（又は各地域協議会長）、民生対策部の三者で、避難運営組織を作り、避難生活上の役割分担を決めて避難所を運営する。
- (3) 避難所には、避難所運営マニュアルに定められた運営を行うために必要な職員を配置する。また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。
- (4) 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置き実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえるものとする。
- (5) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- (6) 町は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始するものとする。

4 災害時要配慮者対策

町は、要配慮者の避難生活の支援を的確に実施する。

(1) 避難所での対策

町は、避難所において、次の事項について十分配慮する。

ア 要配慮者用窓口の設置

イ 条件に適した避難所や福祉避難所への誘導等

ウ 要配慮者に配慮したスペースの確保(妊産婦・乳幼児専用居室の確保等)

エ 避難所における要配慮者の安否確認及び現状把握（民生委員及び区長等と協力して実施）

オ おむつ、簡易トイレ等生活必需品の配慮

カ ボランティア等の協力による避難所での生活支援

(2) その他災害時に配慮すべき事項

ア 巡回健康相談や栄養指導等の実施

イ ケースワーカーの配置の要請

ウ 福祉相談窓口の設置

エ 食物アレルギーがある食事への配慮が必要な方への対応

(3) 福祉避難所の開設

【福祉避難所一覧】

施設名	所在地	収容可能人数	対象介護度
三朝町福祉センター	三朝町横手 50 番地 4	20 人	軽度
三朝温泉三喜苑	三朝町横手 396 番地	30 人	軽度以上
みのりかじか	三朝町山田 653 番地 1	50 人	重度

※ 三朝町総合文化ホール（三朝町大瀬 999 番地 2）は、妊産婦・乳幼児連れの避難者等に対して開設する。

5 所要物資の確保

町は、避難所開設及び受入れ保護のための所要物資を確保するものとする。ただし、現地において確保できないときは、県に要請する。

6 避難所外での避難生活者の対応

(1) 町は、避難所に滞在しない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(2) 町は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。

また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県へ報告するものとする。

(3) 車内生活等を送っている者に対しては、エコノミークラス症候群のおそれがあるため、避難状況の把握に努めるとともに、早急に避難所への移動を促すものとする。

(4) 対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

7 避難に伴うペット対策

町は、避難者のペットについて受入れ体制等の配慮を行うものとする。ただし、災害初期には、避難者の生活が優先であり、各避難所のリーダーの判断に任せることとするが、避難が長期になる可能性があり、避難所運営に支障をきたすおそれがある場合には、県に支援を要請する。

第3章 孤立発生時の応急対策

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

第2節 孤立状況の把握

1 交通状況の把握

水害等の土砂崩落や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

- (1) 道路の崩落
- (2) 道路への土砂崩れ雪崩の流入
- (3) 大雨、大雪に伴う事前通行止め等

2 通信設備の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。(電話、携帯電話、防災行政無線等)

3 道路及び電気、水道等ライフラインの状況の把握

- (1) 孤立状態の早期解消を図る必要があることから、道路管理者及び通信・電気・ガス・上下水道等を所管する事業者等は、所管する道路及びライフラインの途絶状況の把握に努めるとともに、把握した状況及び復旧状況を、町に連絡するものとする。
- (2) 町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。(電気、水道、食糧の有無等)

4 孤立集落に所在する者の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。

5 孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、県災害対策本部中部支部に報告するものとする。

6 事前把握

町は、大雪等で孤立の予想される集落については、集落の住民の状況を事前に把握し、発生時の対応を該当住民と事前に協議しておくこと。

第3節 物理的な孤立の解消

1 交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設管理者は、早急の復旧に努める。

2 代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

3 物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

4 帰宅困難者の支援

町は、通勤者、通学者及び観光客等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

(予防編第5部第5章を参照)

5 ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合は、県に要請を行う。

第4節 情報孤立の解消

1 町は、県と連携して孤立集落との連絡を確保し、町民の不安を除くよう努めるものとする。

2 町は、災害により通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備(移動系防災行政無線等)を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

第 6 部 医療救助計画

第 1 章 医療（助産）救護の実施

第 1 節 目 的

この計画は、災害により、被災地の町民が医療（助産）の途を失った場合、町が、県及びその他関係機関と連携して医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の町民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

第 2 節 医療救護活動

- 1 町は、あらかじめ指定した施設等（被災状況により場所は検討する必要があるが、基本的には地域防災拠点（災害予防編第 2 部第 1 章第 5 節）に救護所を設置する。
- 2 町は、災害程度により必要と認めたときは、県に対し、協力要請を行う。
- 3 町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を後方医療機関（救急指定病院等）へ搬送する。
- 4 町は、救護所において医薬品等が不足する場合は、県に対し、協力要請を行う。

第 2 章 搬送の実施

第 1 節 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

第 2 節 実施者

傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、鳥取中部ふるさと広域連合消防局が実施するが、同消防局の救急車が確保できない場合は、町で確保した車両等により搬送する。

第3章 搜索、遺体対策及び埋葬

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の対策及び埋葬を行うことを目的とする。

第2節 行方不明者の搜索

1 実施機関

町は、消防団を中心に、警察、消防、自衛隊等の関係機関と連携して搜索を行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、県（福祉保健部）が、その救助の全部又は一部を実施する。

2 実施の方法

(1) 実施の方法及び実施基準については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

(2) 災害救助法の適用がある場合における実施の基準は、次のとおり

ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にあるものに対して行うものとする。

イ 搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害状況により、この期間救助の適切な実施が困難な場合は、国に協議して、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 搜索のために支出する費用の範囲は、搜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とする。

第3節 遺体対策

1 実施機関

遺体の検視を警察本部が行った後、検視後の対策は町が行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、県（福祉保健部）が、その対策の全部又は一部を実施することとなる。

2 遺体対策を行う場合

(1) 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置

町は、遺体の識別のための対策として遺体の洗淨、縫合、消毒等の措置を行う。

(2) 遺体安置所の確保

町は、町内の寺院等を遺体安置想定場所とし、被災状況により、寺院の承諾を得て遺体安置所とする。なお、納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等の備蓄はないので、速やかに県に要請する。

(3) 日赤鳥取県支部による委託業務の実施

県内に災害救助法が適用された場合、日赤鳥取県支部は「災害救助法第32条の規定に基づく委託契約書」の規定に基づき、遺体の検案及び遺体の洗淨、縫合、消毒等の措置に関する委託業務を実施する。

第4節 応急的な埋葬

1 実施機関

埋葬は原則、町が行うが、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、県がその対策の全部又は一部を実施することとなる。

2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

(1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合

ウ 経済的機構の一時混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できない場合

エ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

3 埋葬の方法

埋葬は、町が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行なう。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡すこととする。なお埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については警察機関と連携し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

第5節 広域火葬計画

大規模災害時等において、通常の火葬能力だけでは対処できなくなった場合に備え、円滑に火葬を行うための標準的な対策手順として本節のとおり広域火葬計画を定める。

1 基本方針

広域火葬が必要となる場合においては、本計画に基づき実施するものとする。

2 被災状況の把握

町は、災害発生後、速やかに区域内の死者数等の把握に努め、県に報告を行うものとする。

3 広域火葬の応援・協力の要請

(1) 町は、死体多数等のため、火葬場のみで対応できないときは、県に連絡して応援を要請する。

(2) 町は遺体の搬送について、町のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

4 火葬許可の特例的取扱

町において迅速な火葬許可事務が困難と認められる場合、町又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

第7部 交通・輸送計画

第1章 緊急輸送の実施

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 輸送の実施

1 輸送の連絡調整

町は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（バス、トラック、航空機等）に、輸送手段の確保を指示又は要請するものとする。

2 輸送拠点の設置及び管理

町は、県等からの支援物資の輸送拠点として候補地となる施設をあらかじめ定めておくものとする。なお、候補地となる施設等は、物資マニュアルに定める。ただし、受援用の拠点施設も兼ねているので、応援部隊の配置等に配慮する。

3 輸送の原則

- (1) 町は、地域防災拠点・指定避難所までの輸送を原則とし、それ以降の輸送については各集落に要請することとする。
- (2) 自らの輸送力による輸送を原則とするが、輸送力の確保が困難な場合は、県災害対策本部中部支部に応援を要請する。
- (3) 自衛隊の派遣要請を行っている場合は、自衛隊に協力を求める。（応援要請に輸送を項目としてあげること。）

第8部 食糧・物資調達供給計画

第1章 食糧の供給

第1節 目的

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策実働隊員等に炊き出し又は現物で支給し若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 被災した町民への食糧の供給は、町が行う。
- 2 町だけではその実施が困難な場合は、県に供給を要請する。
- 3 発災直後から町の食糧供給が開始されるまでの間は、町民は自らの備蓄食糧による対応に努める。

第3節 供給の実施及び供給に当たっての留意事項

- 1 食糧の供給に係る主な流れ
 - (1) 備蓄食糧の供給
 - (2) 不足分に係る供給要請
 - (3) 輸送
 - (4) 配分、炊き出し
- 2 備蓄食糧の供給
 - (1) 町は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに、町内（集積場所、集積場所から避難所等）の配分体制を整備するものとする。
 - (2) 食糧の供給に当たっては、避難所以外の町民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。
- 3 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄食糧だけで対応できない場合には、県に要請する。また、供給食糧の調達において、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省生産局農産部貿易業務課（電話 03-6744-1354、ファクシミリ 03-6744-1391）に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。
- 4 輸送

集積場所の確保については、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。
- 5 配分、炊き出し
 - (1) 配分に係る体制の配置

商工農林対策部において、配分計画を策定し物資の配送を行う。各避難所では、区及びボランティアで食糧配分責任者を決めて各避難所で運営する。

(2) 炊き出し要員の確保

民生対策部を通じて、日赤奉仕団三朝支部、ボランティアより炊き出し人員を確保する。

(3) 日赤奉仕団との調整

あらかじめ日赤奉仕団と協議し、作れるメニュー・必要食材を把握しておくよう努める。なお、炊き出しは実際の被災地近くに移動しての炊き出しは困難なことが想定されるので、安全な場所で調理し、避難所等に届けることを基本とする。

(4) 配分、炊き出し等の町民への周知

食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、防災行政無線等を使って対象地区住民に周知する。

(5) 要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

(6) 自衛隊への支援要請

必要に応じて自衛隊への炊き出し支援を要請する。

6 供給食糧の衛生管理等

供給食糧について、衛生状態に充分留意して管理するものとする。

第2章 生活関連物資の供給

第1節 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活必需品等物資（以下この章において「救助物資」という。）の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 救助物資の給与又は貸与の実施は、町が行う。
- 2 町だけではその実施が困難な場合は、県に供給を要請する。
- 3 災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、町民は自らの備蓄物資による対応に努める。

第3節 救助物資の確保、調達及び配分の措置

- 1 救助物資の供給に係る主な流れ
 - (1) 備蓄物資の供給
 - (2) 不足分に係る供給要請、調達
 - (3) 輸送、配分及び保管
 - (4) 緊急調査及び監視
- 2 備蓄物資の供給、配分

町は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに、町内（集積場所、集積場所から避難所等）の配分体制を整備するものとする。

この際、避難所以外の町民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。
- 3 不足分に係る供給要請、調達、配分

町は、備蓄物資だけで対応できない場合には、県に供給要請する。

また、配分に係る体制の配置は、商工農林対策部において、配分計画を策定し物資の配送を行う。各避難所では、区及びボランティアで物資配分責任者を決めて各避難所で運営する。
- 4 輸送

集積場所の確保については、救助物資の引受のためにあらかじめ定めた集積場所を確保する。
- 5 保管
 - (1) 救助物資を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合には、一時保管するものとする。
 - (2) 救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。

(3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前項と同様とし、県と調整して処置するものとする。

第3章 飲料水の供給

第1節 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を
得ることができないものに対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ること
を目的とする。

第2節 実施主体

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町が行う。ただし、町だけではその実施が
困難な場合は、水道協会鳥取県支部に支援を要請する。

第3節 飲料水の確保、調達及び配分の措置

1 飲料水の確保

おおむね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の
飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想され
るため、早急に県に応援要請を行うものとする。

(1) ボトルウォーターを供給する。(備蓄品を優先配布)

(2) 被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。

(3) 災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲
料水を無償提供する。

2 調達及び配分

町は、不足分に係る供給要請を県に対して行い、調達する。また、配分につい
ては、商工農林対策部において、配分計画を策定しボトルウォーターの配送を行
う。各避難所では、区及びボランティアで物資配分責任者を決めて各避難所で運
営する。

3 広報

町は、給水を実施する場合には、防災行政無線等を使って、給水場所及び時間
等について対象地区住民に周知する。

第9部 保健衛生対策計画

第1章 トイレ対策

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 被災地のし尿の収集及び処理は、町が実施するものとする。
- 2 仮設トイレの確保については、速やかに県に要請するものとする。
- 3 町が実施する業務について、町のみで処理することが困難な場合は、県に支援を要請するものとする。

第3節 トイレ対策の留意事項

- 1 迅速な初動対応
トイレの確保は、被災直後から直ちに必要となるため、上下水道の被災状況等を見極め、早急に対策を行うものとする。
- 2 対応窓口
窓口は民生対策部とし、土木対策部と調整しながら対応する。
- 3 処理計画
 - (1) 水洗トイレ自粛区域の設定
土木対策部と連携し、上下水道の被災状況を把握し、水洗トイレ自粛区域の設定を行い、防災行政無線等で周知する。
 - (2) し尿処理体制の確立
仮設トイレの設置、素掘り、応急埋立等の実施を検討し、し尿処理体制を確立する。
 - (3) 鳥取中部ふるさと広域連合との調整
し尿の発生見込み量を避難所単位で作成し、鳥取中部ふるさと広域連合に報告し、し尿処理について調整すること。
- 4 既存トイレの早期復旧
使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。
- 5 利用者への配慮
非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策に努めるものとする。
 - (1) 男女別のトイレの確保及び設置

(2) 高齢者・障がい者等の要配慮者への対応や、雨天時あるいは夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

第2章 障害物の除去

第1節 目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するが、これ以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、町が行う。
- 2 町のみで処理することが困難な場合は、県に支援を要請するものとする。

【参考：廃棄物別の整理表】

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	町	一般的な可燃ごみ、不燃ごみ等
災害廃棄物	町	損壊家屋、損壊家具等
災害廃棄物 (土砂等)	町	家屋等に流入した土砂等
し尿	町	便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の 障害物	道路管理者 河川管理者	道路上に転落した岩石等

(注) 家屋等に流入した土砂等の損害家屋が一体となり、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、これら全体を災害廃棄物(土砂等)として、除去を行うものとする。

第3節 障害物の除去

道路の障害物は、基本的に、施設管理者が除去を行うが、主要幹線等で救助等に影響が出る場合は、県土整備局と協議の上、町が最小限度で応急措置を行う。その場合には、三朝町建設業協会に支援を要請する。

また町は、災害廃棄物等の処理にあたり必要に応じて次の事項を明らかにした上で県に支援を要請するものとする。

- (1) 清掃所要地域
- (2) 清掃期間
- (3) 支援を求める人員及び機材
- (4) 支援を求める業務の範囲
- (5) その他参考事項

第4節 除去した障害物の集積場所

- 1 集積場所は災害予防編第9部第2章第2節の4のとおり。
- 2 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別し

ておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

第5節 処理方法

1 生活ごみの処理

(1) 鳥取中部ふるさと広域連合との調整

生活ごみの発生見込み量を避難所単位で作成し、鳥取中部ふるさと広域連合に報告し、ごみ処理について調整すること。

(2) ごみの収集計画の作成

上記の調整を行った上、ごみの収集日、収集ルート、確実な分別回収の計画を民生対策部で作成する。

(3) 応援要請

自らの処理能力を超える状況になったときは、県に速やかに応援要請する。

2 災害廃棄物

災害廃棄物の処理は、上記1に準じて実施する。

3 災害廃棄物処理の留意事項

町及び鳥取中部ふるさと広域連合が実施した次の事業等については、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

(1) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

(2) 特に必要と認められた仮設トイレ、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

4 災害廃棄物処理の国による代行

町は、大規模な災害が発生し、国（環境省）が廃棄物処理特例地域であると指定し、かつ必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を国に要請することが出来る。

第3章 防疫の実施

第1節 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり伝染病の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 災害時における防疫は、町が実施する。ただし、実施しても不十分であると認めるときは、必要な措置は県に要請する。
- 2 町の被害が甚大で町のみで防疫を実施できない場合は、他の市町村又は県に支援を要請し、実施するものとする。

第3節 防疫業務

1 物件における防疫措置

知事の指示に基づき、被災地域及びその周辺地域についての物件に係る防疫措置を実施する。この場合、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。

2 避難所の防疫指導

多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。

- (1) 検病調査
- (2) 物件に係る措置の方法、消毒の実施
- (3) 集団給食の衛生管理
- (4) 飲料水の管理
- (5) その他施設内の衛生管理

3 感染症発生時の対応

感染症が発生及び疑いがあることを知った場合、ただちに県に連絡し、必要なときは患者を感染症指定医療機関へ搬送する。

4 消毒方法

町長の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとし、実施要領は感染症予防法施行規則第14条に定めるところによるものとする。

第4章 入浴支援

第1節 目的

この計画は、災害のための入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給等入浴設備を提供し、被災した町民の衛生確保を図ることを目的とする。

第2節 実施方法

1 実施の方法

次の方法により、入浴支援を行う。

- (1) 自衛隊の災害派遣による入浴支援
- (2) 旅館、公衆浴場等の協力による入浴支援

2 実施責任者

入浴施設に必要な給水及び入浴設備の供給は本部長が行う。なお災害救助法が適用された場合は県が行うこととなっているが、権限を委任された場合には本部長が行う。

3 入浴施設・設備

長期間にわたり入浴施設・設備が破損し不足する場合には、町有入浴施設は、被災者の利用を最優先させるものとする。ただし、現有の入浴施設だけでは不足する場合、県に対象人数等を明示し応援要請するものとする。

第3節 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、防災行政無線等を使って、町民へ広報するものとする。

第 10 部 共助協働推進計画

第 1 章 民間との協力体制の推進

第 1 節 目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、関係団体等の防災力の充実を図るとともに、地域町民や自主防災組織、ボランティア、NPO 及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 節 町内関係団体との協働

- 1 町は、町内関係団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 作業内容
 - (3) 従事場所及び就労予定時間
 - (4) 所要人員
 - (5) 集合場所
 - (6) その他必要事項

- 2 主な町内関係団体と協力、連携を推進すべき内容は、災害予防編第 10 部第 1 章第 3 節のとおり。

第 3 節 民間企業との協働

- 1 実施責任者
民間企業の協力要請は、町が県と連携して実施する。

- 2 対象団体
 - (1) 県及び町との応援協定締結事業所
 - (2) その他、災害時に県、町の防災活動に協力可能な事業所

- 3 協力要請等の順序
 - (1) 町は、県と連携し、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は、被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。
 - (2) 町は、県と連携し、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、第 2 節の 1 の内容を示して要請するものとする。

- 4 協力活動の基準
災害の規模等により異なるが、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 初期消火や人命救出・救護活動
 - (2) 救援活動に必要な資機材・車両等の提供
 - (3) 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供

- (4) 避難場所等の提供
- (5) その他応急対策に必要な事項

第2章 ボランティアとの協働

第1節 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

第2節 実施責任者

ボランティアの受入・派遣活動調整については、三朝町社会福祉協議会と連携し、三朝町ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付け、活動調整）の支援を行う。

なお、必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

第3節 赤十字奉仕団への要請

1 協力要請

(1) 町は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日本赤十字社鳥取県支部に応援協力の要請を行う。

【日本赤十字社鳥取県支部連絡先】

日本赤十字社 鳥取県支部事業推進課	平日：昼間	0857-22-4466、26-8367 ファクシミリ 0857-29-3090
	夜間・休日	090-7998-9372（緊急携帯電話）

(2) 町は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所及び就労予定時間
- エ 所要人員
- オ 集合場所
- カ その他必要事項

2 協力要請の内容

災害の規模により異なるが、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 避難所の物資管理
- (3) 被災者への情報サービス
- (4) 救助物資の輸送配給
- (5) 清掃防疫援助
- (6) 安否確認
- (7) その他応急対策に必要な事項

第 11 部 住宅対策計画

第 1 章 宅地・建物の被災判定の総則

第 1 節 目 的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定及びり災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

第 2 節 被災判定の総則的事項

1 被災判定の区分

(1) 地震被災建築物応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

ウ 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

エ なお、この調査は、り災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

(2) 被害認定〔り災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、町民からの請求に応じて町が、り災証明書を発行する。

イ り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

2 「応急危険度判定」と「被害認定（り災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

第 3 節 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

2 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設け、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ町民の視点に立った体制を執るものとする。

3 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、可能な限り県中部地区において同一の基準で実施し、町民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、適正な判定を行うものとする。

4 町民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている町民と接する機会が多いと考えられるが、これらの町民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

第2章 地震被災建築物の応急危険度判定

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

地震被災建築物の応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び危険と思われる建築物について町は、県と連携して実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

1 実施体制

町は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県災害対策本部（担当課：住まいまちづくり課）に支援要請を行う。

2 町民への広報

- (1) 町民からの判定要請に応えるため、実施本部に窓口を設ける。
- (2) 防災行政無線等により、判定実施・関連情報を周知する。

3 制度の趣旨の周知

実施にあたっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配布する等し、次の点について町民に十分な説明を行い、混乱を招かないように努める。

- (1) り災証明発行のための被害認定とは異なること。
- (2) 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

第3章 被災宅地の危険度判定

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、町民の安全を図ることを目的とする。

第2節 被災建築物の応急危険度判定の実施

- 1 町は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
- 2 危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む。）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- 3 町は、県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む。）の派遣等の支援要請を行う。

第4章 被害認定及びり災証明の発行

第1節 目的

この計画は、災害時により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（り災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法及び鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となるり災証明書の発行を、遅滞なく実施することを目的とする。

第2節 被害認定の実施

1 実施主体

- (1) 町は、被害認定に係る現地調査及びり災証明書の発行を行う。
- (2) 町は、必要に応じ、県に対して被害認定に係る技術的・人的支援の要請を行う。

2 実施体制

- (1) 町は、災害により被災した住家が多数発生した場合、民生対策部を中心に各部局より人員を参集して、被災調査事務組織を編成する。
ただし、上記の組織のみでは対応困難な場合は、各部に応援を要請し、他の市町村からの応援職員等も含めて編成を行うこととする。
- (2) 被災調査担当は、役場職員を含む二人一組を基本とし、状況に応じて民間建築士（1級建築士が望ましい。）との組み合わせとする。
- (3) 建築士の派遣を受けるにあたっては、県を通じて、社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

3 支援要請

- (1) 三朝町被災者住宅再建支援条例第2条（1）イで規定する場合
中部総合事務所建築住宅課に建築技師を要請する。
- (2) 上記によらない場合
県災害対策本部（住まいまちづくり課）に民間建築士を要請する。

4 調査基準等

- (1) り災証明書により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知」（以下「被害認定基準」という。）」等に従って判断することとする。
- (2) 被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分となる。（「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の認定基準は、下表のとおり。）

なお、半壊に至らないもののうち、鳥取県被災者住宅再建等支援条例では住家の損害割合が10%以上20%未満を「一部損壊」としている。

【「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の認定基準】

被害の程度	認 定 基 準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

第3節 り災証明書等の発行

- 1 台風・地震等の被害にあった方が、保険金の請求や税の減免等で、り災事実の証明が必要なときに町が、被害状況を調査・確認の上、り災証明書を発行する。

なお、平成28年に発災した鳥取中部地震においては、り災証明書の発行申請は、13市町村で行われ、合計約1万9千件が発行されている。

- 2 実施体制

り災証明書の発行は、民生対策部において実施する。

なお、実際の事務は発災後から時間的猶予があるが、多大な事務量が発生することが想定されるため、他自治体等からの応援職員を効果的に活用する等して、早期にり災証明書が発行できるように努めるものとする。

※家屋の損害によらない門扉や車両等の被害を証明する被災証明書については、必要に応じて、発行するものとする。

第5章 応急仮設住宅の建設

第1節 目的

この計画は、災害時により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い生活再建の場を確保することを目的とする。

第2節 住宅の応急仮設（災害救助法適用の場合）

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

なお、施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

1 実施者

町は、県が実施する応急仮設について、直接設置することが困難な場合、県が設計書を提示して、受任するものとする。

2 対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流出した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

民生対策部で、避難生活世帯から入居希望者を取りまとめ、「応急仮設住宅入居予定者名簿」を作成し、民生委員等の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出するものとする。

4 建設用地の選定

建設予定地として、次の施設を候補とする。ただし、受援用の拠点施設、物資の集積施設、ごみの集積場所等の候補地にもなっているので、被災状況、その他の施設の設置状況を確認の上決定する。

施設名	所在地	面積
三朝陸上競技場	三朝町本泉	23,400 m ²
町営三朝球場	〃	11,636 m ²
多目的スポーツ広場	〃	16,800 m ²
桜つつみ中の島公園	三朝町牧	4,000 m ²
ふるさと健康むら	三朝町横手	3,770 m ²

5 応急仮設住宅の管理

- (1) 管理は県の委託を受けて町が行う。
- (2) 供与に当たっては、入居者から入居期間等を記入した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。
- (3) 入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

第3節 災害公営住宅の建設

- 1 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

- 2 なお、次に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。
 - (1) 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が次に該当するとき
 - ア 被災地全域で500戸以上
 - イ 町内で200戸以上
 - ウ 区域内の住宅戸数の1割以上
 - (2) 火災による住宅滅失戸数が次に該当するとき
 - ア 被災地全域で200戸以上
 - イ 町の区域内の住宅戸数の1割以上

第6章 住宅の応急修理

第1節 目的

この計画は、災害等により住宅が半壊又は半焼し、現状のままでは当面の日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

第2節 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

1 実施者

原則として県が、実施する。ただし、災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され、県がその権限を委任した場合には、町が現物をもって実施するものとする。

2 対象者

災害により住家が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

- (1) 住家が半壊、又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理できない者

3 応急修理の実施方法

被害認定を実施し半壊、半焼と判定された家屋で、応急対策をすれば居住が継続できる住宅について、応急修理を行うものであり、町が建設業者等を手配する。

(1 世帯当たり上限 584 千円 ※平成 30 年度基準額)

- (1) 町は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を県住宅政策課に提出するものとする。
- (2) 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。
- (3) 災害救助法による住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了するよう努めることとなっているため、1 月以上を要することが予測される場合、県に実施期間の延長を要請するものとする。

第7章 住宅再建対策

第1節 目的

この計画は、指定自然災害時により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、給付金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

第2節 三朝町被災者住宅再建等支援条例の適用

1 対象となる自然災害

町内で1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

2 支給対象及び支給条件

区 分	完了期間	申請期間	交付限度額
全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	3年	2年	300万円
全壊世帯の居宅の補修			200万円
大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入			250万円
大規模半壊世帯の居宅の補修			150万円
半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入			100万円
半壊世帯の居宅の補修	2年	1年	100万円
一部損壊世帯の居宅の補修			30万円
住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修			100万円
小規模な損壊の居宅の修繕の促進	—	1年	2万円
その他、町長が別に定める事業	町長が別に定める		

3 被害認定について

災害救助法に係るものについては、第3章により実施し、それ以外のケースについては、三朝町被災者住宅再建支援制度協議会において被害認定を行う。

第3節 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用

1 対象となる自然災害

- (1) 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの
- (2) 市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が生じた自然現象に係るもの
- (3) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 上記に掲げるものの他、被災地域における地域社会の崩壊を招き、維持が困難になるおそれのあるもの

2 支給対象及び支給条件

第2節第2項と同様。

ただし、「その他、町長が別に定める事業」は次のとおり読み替える。

区 分	完了期間	申請期間	交付限度額
その他、知事が参加市町村に協議して定める事業	知事が参加市町村に協議して別に定める		

3 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用事務

町は住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ、県住まいまちづくり課に提出等を行う。

第4節 住宅関連施策

その他、災害により被災した町民のために町、県等が行う住宅関連施策の主な概要は、次のとおりである。

町は県及び関係機関と連携して、これらの措置・制度の町民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名 称	措 置 等 の 概 要	窓 口 問 合 せ 先
災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構等)の利子補給 (※)	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給(6年間)	県(住まいまちづくり課)
災害復興住宅建設資金(県の上乗せ融資)の貸付及び利子補給	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、更に次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 <融資限度額> 400万円(6年間無利子)	県(住まいまちづくり課)
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関(住宅金融支援機構)と連携し、資金のあっせん等を行う	県(住まいまちづくり課)
民間借上げ空き家への家賃補助(※)	市町村が借上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助<補助限度額> 月額3万円	県(住まいまちづくり課)
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊等の被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 <貸付限度額> 350万円(10年以内に償還) <対象災害> 県内で災害救助法が適用された災害	県(福祉保健課)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性(配偶者と離別等した方)が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 <貸付限度額> 住宅改築等資金として200万円	県(青少年・家庭課)

(注)表中(※)は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要(災害の態様により異なる場合がある)。

第12部 応急教育

第1章 応急教育

第1節 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、第一次的には学校長が応急対策を実施し、町教育委員会は二次的に応急対策を実施するものとする。

第3節 応急教育実施計画

1 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 町教育委員会は、災害の実情に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 応急教育の実施場所

文教施設が被災した場合、学校長又は町教育委員会は、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

- (1) 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- (2) 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館（避難所として使用する可能性あり）等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。
- (4) 広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

3 応急教育の方法

学校長は、文教施設及び児童生徒の被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

4 児童、生徒の災害援助に関する措置

(1) 教科用図書 の供給 あっせん

教科用図書が被災した場合、町は、県に要請を行い、県教育委員会から調

達、あつせん等を行う。その際の報告手順は次のとおり。

ア 学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、町教育委員会に報告するものとする。

イ 町教育委員会は町内の教科用図書の被災状況を調査の上、県教育委員会に報告するものとする。

(2) 就学困難な児童、生徒に係る就学援助

「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律」による。

(3) 特別支援学校児童、生徒等の就学援助

「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」による。

5 教員確保措置

町教育委員会は、県教育委員会と連携して、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。ただし、交通途絶により登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、学校長が町教育委員会に報告し、町教育委員会は別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。

ウ 児童・生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時教育を実施する。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の確保が困難で、平常授業に支障をきたす場合は、退職教員を臨時に雇用する等対策を立てる。

6 給食の措置

給食施設が被災したとき、町教育委員会は、次の事項に留意して適切な処置を行う。

(1) 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）の早期調査把握

(2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整

(3) 衛生管理、特に食中毒等の事故防止

7 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、町教育委員会は、県教育委員会と連携して、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

(1) 校舎内外の清掃、消毒

(2) 飲料水の使用

(3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導

(4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

第 13 部 農林業災害応急対策

第 1 章 農林業災害応急対策

第 1 節 目 的

この計画は、災害時に農作物等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

第 2 節 耕作地被害

町は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

第 3 節 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

1 実態の早期把握

町は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

2 防除の実施

町は、県の指示により緊急防除班を編成して短期（3日間程度）防除を実施するものとする。

3 農薬の確保

町は、緊急に農薬確保の必要が生じた場合には、県災害対策本部中部支部に応援を求めるものとする。

4 防除器具の確保

町は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第 14 部 被災者支援計画

第 1 章 生活再建対策

第 1 節 目 的

災害により被災した町民のために、町が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の概要は、次のとおりである。町はこれらの措置・制度を町民へ速やかに広報・周知を積極的に行うものとする。

第 2 節 生活再建対策

1 被災者生活再建支援法の適用
第 11 部第 7 章のとおり。

2 その他の生活支援対策
(1) 生活支援対策

名 称	措 置 等 の 概 要	窓 口 問 い 合 わ せ 先
災害見舞金の支給	住家が全壊もしくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給（同一原因による災害により、10 世帯又は 40 人以上が被害を受けた場合） 【見舞金上限額】 5 万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） <受給遺族> 配偶者、子、父母、孫、祖父母 <支給額> 生計維持者が死亡した場合 500 万円 その他の者が死亡した場合 250 万円 <対象災害> 自然災害 ・ 1 市町村で住居が 5 世帯以上滅失 ・ 3 以上の市町村で住居が 5 世帯以上滅失（県全域で支給） ・ 県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・ 2 以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	町 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） <受給者> 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） <支給額>	町 県（福祉保健課）

	<p>生計維持者 250 万円 その他の者 125 万円</p> <p><対象災害></p> <p>自然災害（災害弔慰金に同じ）</p>	
<p>災害援護資金の貸付</p>	<p>災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付）</p> <p><受給者></p> <p>災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p> <p><限度額></p> <p>350 万円</p> <p><対象災害></p> <p>県内で災害救助法が適用された災害</p>	<p>町</p> <p>県（福祉保健課）</p>
<p>生活福祉資金の貸付</p>	<p>低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方が、災害により被害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸与</p> <p><貸付限度額の目安></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150 万円 ・住宅の補修等に必要となる経費 250 万円 	<p>町社会福祉協議会</p> <p>県社会福祉協議会</p> <p>県（福祉保健課）</p>
<p>被災地の高齢者等の生活支援</p>	<p>被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母等で自宅の清掃、小修繕等が困難なため、町が自宅での生活が可能となるよう支援</p> <p><上限助成額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1世帯あたり 10 万円 ・ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり 5 万円（特認 10 万円） 	<p>県（長寿社会課）</p>
<p>生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）</p>	<p>住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与</p> <p><貸付限度額></p> <p>10 万円（1 回限り）</p>	<p>県（福祉保健課）</p> <p>県社会福祉協議会</p> <p>町社会福祉協議会</p>
<p>母子父子寡婦福祉資金の貸付</p>	<p>被災された母子家庭の母又は父子家庭の父（母子家庭又は父子家庭となって 7 年未満）に生活資金として貸与</p> <p><生活資金></p> <p>月額 10.3 万円（2 年間限度、8 年間償還期限）</p>	<p>県</p> <p>（青少年・家庭科）</p>
<p>「震災・心の健康ホットライン」</p>	<p>心身のストレスや精神的不安等で悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施</p>	<p>県（健康政策課）</p>
<p>医師・保健師による健康相談</p>	<p>要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施</p>	<p>県（健康政策課）</p>

子どもの心の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で心理判定員、臨床心理士等が相談実施 教育相談電話による相談の実施 	県 (青少年・家庭課) 県教委 (いじめ・不登校総合対策センター)
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委 (県立図書館)

(2) 授業料等の負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口 問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県 (税務課)
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 <全壊・半壊> 全額免除 <上記以外の被害> 半額免除	県教委 (高等学校課) 県 (教育・学術振興課、医療政策課)
奨学資金等の変換猶予	奨学金の貸与を受けた方が、被災による奨学金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委 (人権教育課) 県 (人権・同和対策課、長寿社会課、子育て応援課、医療政策課)
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に就学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委 (高等学校課)

(3) 農林水産業金融

ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん

イ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

ウ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん

エ 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

(4) 商工業金融

町は、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

【平成 28 年鳥取県中部地震における主な措置】

名称	措置等の概要	窓口 問い合わせ先
災害等緊急対策 資金の貸付 ・ 利子補助金 ・ 信用保証料 軽減補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業の資金調達経費を軽減。(利子及び信用保証料を当初5年間0%とする)	県(企業支援課)
中部地震復興 支援利子補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業のうち、災害等緊急対策資金の対象とならない中堅・大企業が復旧のための融資を受けた場合、当初5年間の利子相当額を補助。	県(企業支援課)
金融機関への 要請	資金調達の円滑化・融資手続の迅速化・個別事情に応じた返済猶予等の貸付条件変更を要請。	県(企業支援課)

第3節 その他の生活確保対策

町は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- 1 被災者に対する職業のあっせん(職業安定法)
- 2 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付
- 3 小災害被災者に対する見舞金の給与(小災害被災者に対する見舞金給与要綱：県)
- 4 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、鳥取県と鳥取県内士業団体との大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定に基づき、必要に応じて各士業団体に無料相談の実施を要請
- 5 被災児童、災害等への援護
 - (1) 福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施
 - (2) 父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援

第4節 措置・制度の町民への周知

- 1 町は、上記対策について、避難所・役場窓口においてチラシ等で広報し、避難所にも巡回して説明会等を実施し、周知を図るものとする。
- 2 被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る

手段が限られていることから、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

第2章 健康及びこころのケア対策

第1節 目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。
- 2 町は、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

第3節 町民に対する健康相談等

- 1 巡回相談等の実施
 - (1) 町は、県医療救護対策中部支部と連携し、避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
 - (2) 医師・看護師が不足することが予想されるので、県医療救護対策中部支部、ボランティアセンターと連携し、必要な体制の確保に努める。
 - (3) 町は、巡回相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。
 - (4) インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配布を行う。
- 2 児童生徒への対応
町は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

第4節 こころのケア対策

- 1 受入体制の整備
 - (1) 被災者に対する心のケアは、発災後長期間にわたり実施する必要があるため、従事する職員が不足するため、県及び他県からの応援保健師で実施することを想定し、受入れ体制を整備する。
 - (2) 必要に応じ、介護ヘルパーの協力を得る等により、必要な体制の確保に努めるものとする。
- 2 日本赤十字社への協力
日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣に対して、受入れ等の協力を行う。
- 3 こころのケアに関する情報提供
町は、県が設置する電話相談窓口、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の情報提供を行う。
- 4 児童生徒への対応
町教育委員会は、被災児童に対するメンタルケア対策を実施するものとし、状況に応じて専門家を学校に派遣するものとする。

第3章 義援物資の受入・配分

第1節 目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

第2節 義援物資の受入及び配分

町は、災害応急対策編第8部食糧・物資調達供給計画の各章の調達体制に準じて、義援物資の受入及び配分を行う。なお、その際、次の事項に留意するものとする。

1 物資受入の基本方針

- (1) 町は、主要な義援物資については、原則県を通して受入れることとするが、町独自に要請を行った物資等は、直接受入れを行うものとする。ただし、受入れる際は、企業、団体からの大口受入れを基本とする。
- (2) 腐敗・変質のおそれのあるもの物資は受付けないものとする。
- (3) 受入れの際に、物資の梱包は、単一の物資についてのもののみを受入れること。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分けの際に余分な手間がかかるため、善意の品であれ、受付けないものとする。

2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- (1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。
- (2) 個人からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先等を記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

3 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- (1) 必要としている物資とその数量
- (2) 義援物資の受付窓口
- (3) 義援物資の送付先、送付方法
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

4 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第 15 部 ライフライン対策計画

第 1 章 水道施設応急対策

第 1 節 目的

この計画は、風水害等により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保及び二次災害の発生を防止することを目的とする。

第 2 節 実施責任者

水道管理者は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また、水道管理者の能力を超える事態にあつては、県に支援の要請を行う。

第 3 節 水道管理者における応急対策（措置）

- 1 あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
 - (1) BCP（業務継続計画）
建設水道課当該業務経験者を応援要員として配備
 - (2) 他市町村応援職員及び OB 職員の活用
- 2 直ちに水源地、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。
- 3 応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ中部管工事組合、三朝町建設業協会、関連業者に協力を依頼する。
- 4 緊急度に応じ速やかな応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。
- 5 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、町民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力等についても併せて広報を行う。

第2章 下水道施設応急対策

第1節 目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 実施責任者

下水道管理者（町長）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

また、下水道管理者の能力を超える事態にあつては、県に支援の要請を行う。

第3節 下水道管理者における応急対策（措置）

- 1 あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。
 - (1) BCP（業務継続計画）
建設水道課当該業務経験者を応援要員として配備
 - (2) 他市町村応援職員及びOB職員の活用
- 2 直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
- 3 応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- 4 緊急度に応じ速やかに応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。
- 5 施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
- 6 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、町民の不安解消に努めるものとする。

第 16 部 復旧・復興計画

第 1 章 公共施設の災害復旧

第 1 節 目 的

公共施設等の被害を早期に復旧するための確に被害状況を把握するとともに、速やかに事業を実施することを目的とする。

第 2 節 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者において実施するものとするが、その災害復旧事業の種類はおおむね次のとおりとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
 - （1）河川
 - （2）砂防設備
 - （3）林地荒廃防止施設
 - （4）地すべり防止施設
 - （5）急傾斜地崩壊防止施設
 - （6）道路
 - （7）下水道
 - （8）公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- 3 都市災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- 4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業（水道法、清掃法）
- 5 社会福祉施設災害復旧事業（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- 6 公立学校施設災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- 7 公営住宅災害復旧事業（公営住宅法）
- 8 公立医療施設災害復旧事業（医療法、伝染病予防法）
- 9 その他の災害復旧事業

第 3 節 災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職

員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとする。本復旧に関しては、設計から工事完了まで長期に渡るため、応援の技術職員は1年間程度の受入とし、長期滞在に備えた準備を行うものとする。

第2章 災害復興計画

第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

第2節 災害復興の進め方

災害復興において、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、県民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。

1 復興対策組織・体制の整備

- (1) 被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。
- (2) 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。
- (3) 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。
- (4) 災害復興本部の廃止は、災害復興に関する工事、支援、補助金事務等の復興事業の進捗状況等を総合的に判断し、本部長が決定する。

2 復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

3 復興計画の策定

- (1) 町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 計画策定に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを考慮し、その維持・回復及び再構築に十分配慮するものとする。
- (3) 復興計画の策定準備に当たっては、多様な価値観をもった様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。
 - ア 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集
 - イ 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
 - ウ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、町民の合意を得つつ、国・県との密接な連携のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

5 復興事業の点検

復興事業の推進は長期に渡ることから、町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

第3節 資金計画

町は、災害復旧について資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な融資、調達を行うため必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりとする。

- 1 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。
- 2 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。
- 3 必要に応じて、地方交付税の繰り上げ交付を国へ要請する。
- 4 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。